

# 産業廃棄物処分業許可証

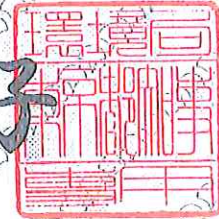
住所 東京都港区白金一丁目1番6号

氏名 株式会社ジー・エス  
代表取締役 郷 成祿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 平成27年 3月24日

許可の有効年月日 平成32年 3月23日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分  
処分(中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破砕 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(廃蛍光灯を除く)、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光灯及び石綿含有産業廃棄物を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く) (以上8種類)

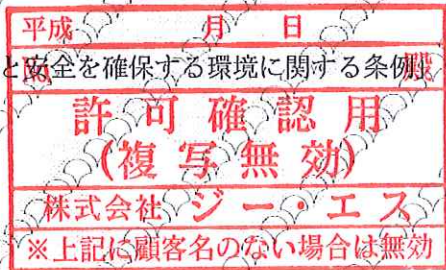
イ 圧縮固化 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (以上5種類)

### 2 事業の用に供する施設(詳細は裏面のとおり)

東京都大田区京浜島二丁目14番10号

### 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。



### 4 許可の更新・変更の状況

平成12年 3月24日 新規許可  
平成27年 3月24日 更新許可 第3回

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第13-20-044296号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目14番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	5.72(t/日)	5.77(t/日)	平成21年5月7日	産施第324号	平成21年4月13日
	紙くず	3.94(t/日)			-----	-----
	木くず	5.68(t/日)			産施第324号	平成21年4月13日
	繊維くず	2.93(t/日)				
	ゴムくず	5.84(t/日)				
	金属くず (廃蛍光灯を除く)	8.09(t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光灯及び石綿含有産業廃棄物を除く)	6.83(t/日)				
圧縮固化	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	14.7(t/日)	4.8(t/日)	平成19年5月24日	産施第324号	平成21年4月13日
	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	-----			-----	-----
	紙くず	-----			-----	-----
	木くず	-----			-----	-----
	繊維くず	-----			-----	-----
	ゴムくず	-----	-----	-----	-----	-----

平成 月 日

No. (以下余白)

**許可確認用**  
**(複写無効)**

株式会社 **シー・エス**

(※上記に顧客名のない場合は無効)